

表 彰 規 程

第1章 総 則

(設置)

第1条 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会（以下、会という）の行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、本会事業の推進に功績のあった正会員ならびに賛助会員に会長が謝意を表することを目的とする。

(種類)

第3条 この規程に基づく種類は、次の各号とする。

- (1) 永年職務精励者表彰
- (2) 功労者表彰
- (3) 特別表彰
- (4) 感謝状

(表彰の決定)

第4条 前条各号の該当者または該当団体については、理事会の議決を経て会長が被表彰者を決定する。

2 表彰の申請は地区担当理事から会長に申請する。

第2章 永年職務精励者表彰

(基準)

第5条 繼続して25年以上の正会員で、表彰年4月1日で50歳以上の者。

第3章 功労者表彰

(基準)

第6条 功労者は、この会の発展に顕著な功績があり、継続して30年以上在籍し、且つ60歳に達した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰を受けた者は除く。

- (1) この会の定款23条に定める役員を経験年数が合わせて6年以上ある正会員。
- (2) この会の学術部・検査研究班班長又は部門長を通年4年以上務めた正会員。

第4章 特別表彰

(基準)

第7条 この表彰規程第3条第1号の規定に該当しないもので、会長が特に認めた場合は、特別表彰者として、理事会で審査し、これを議決する。

第5章 感謝状

(基準)

第8条 賛助会員としてこの会に継続して10年以上在籍し、会の事業推進に顕著な功績のあった団体。

第6章 表彰

(表彰方法)

第9条 表彰は、次の各号により行うものとする。

- (1) 永年職務精励者表彰、功労者表彰および特別表彰は、毎年開催するこの会の定時総会、または拡大研修会、医学検査学会で行う。
- (2) 感謝状は、創立後10周年単位で行うことを原則とする。ただし、特に必要と認めた場合は、5周年単位で行うことができる。

第10条 表彰は、会長が表彰状を授与し、記念品を添えることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

(雑則)

第12条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

(附則)

第13条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年6月1日一部改正。

平成28年2月26日一部改正。

名 誉 会 員 規 程

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県臨床衛生検査技師会(以下「会」という)の名誉会員の審査及び推薦について定める。

(審査及び推薦)

第2条 前条の名誉会員選考審査及び推薦は、理事会が行う。理事会は毎年1回年度末に、対象者が該当するか審議しなければならない。

2 推薦のあった候補者の決定は、総会の承認を経なければならない。

(基準)

第3条 名誉会員は会の発展に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 繼続して30年以上、この会の会員である事
- (2) 年齢が60歳以上である事
- (3) この会の役員(会長・副会長・常務理事・理事・監事)の経験を有し、経験年数が合わせて10年以上である事
- (4) その他理事会が必要と認めた者

(表彰の時期)

第4条 表彰は、定時総会又は必要により、その都度行う。

(待遇)

第5条 名誉会員には次の待遇を行う。

- (1) 本会の運営について、必要に応じ意見を求める
- (2) 表彰の次年度以降は本会の年間会費を減免する
- (3) 本会主催の総会・式典等の主要行事に招待する

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

(雑則)

第7条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

(付則)

第8条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「会」という。)が会員、その他に対する見舞いおよび慶祝ならびに弔慰について定める。

(対象)

第2条 (1) この会の正会員(以下「会員」という。)とする。
(2) この会が関係する団体等の慶弔。

(慶祝)

第3条 (1) 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。
(2) この会が関係する団体等の慶祝行事は、会長が必要と認めたときに限り参加する。

(見舞)

第4条 会員が一ヶ月以上疾病あるいは不慮の事故により入院加療した場合は、3,000円の見舞金を贈る。

(弔慰)

第5条 (1) 会員が死亡した場合は、会長または会長代理が弔慰を行うこととし、生花一束ならびに弔慰金10,000円を贈る。ただし、会務執行上で死亡した場合、または会に特別の功労があった場合は理事会の議を経て別に決定するものとする。
(2) 会員配偶者の死亡については弔電をもって弔慰をあらわす。
(3) 本会と密接な関係を有する団体葬ならびに個人葬には参加する。

(特例)

第6条 第3条、第4条および第5条に定めない事例が生じた場合、または関係団体等の慶弔金等は、会長が理事会に図り、議を経て決する。
ただし、急を要する事例は会長専決とし次期理事会で承認を得るものとする。

(令一の連絡)

第7条 第3条、第4条、第5条および第6条の事例が発生した場合は、会員施設連絡責任者または地区担当理事が速やかに本会事務局に連絡するものとする。

(会員への伝達)

第8条 会員への慶弔等事例発生伝達は、必要に応じ本会が行うものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

(雜則)

第10条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

(付則)

第11条 この規程は平成26年4月1日から施行する。

臨床衛生検査資料館運営委員会規則

(名称)

第1条 この会は、臨床衛生検査資料館運営委員会(以下「会」という)と称する。

(事務所及び資料館の所在地)

第2条 この会の事務所は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会(以下「県技師会」という)事務局に置き、
資料館は、岐阜県関市平賀字長峰795番地岐阜医療科学大学内に置く。

(目的)

第3条 この会は、臨床検査、衛生検査に使用された機械器具及び文献等蓄積された歴史的に価値ある物品の展示保管管理に関する事項を協議し、資料館の適切なる運営を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 この会は、県技師会会員をもって組織する。

(委員)

第5条 この会に次の委員を置く。

委員長 1名 委員 若干名

(委員長及び委員選出方法)

第6条 委員長は、県技師会長をもってあてる。

2 委員は、委員長が委嘱する。

(職務)

第7条 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員は、会の運営及び庶務、会計事務を分担する。

(任期)

第8条 委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、学識経験者とし委員長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、定例日を定めず、必要により委員長が招集する。

2 必要あるときは、岐阜医療科学大学の役職員、又はその他の者に出席を要請することができる。

(会計)

第11条 この会の運営管理に要する経費は、県技師会が負担し、会費の徴収は行わない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

(雑則)

第13条 この規則は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

(付則)

第14条 この規程は平成26年4月1日から施行する。